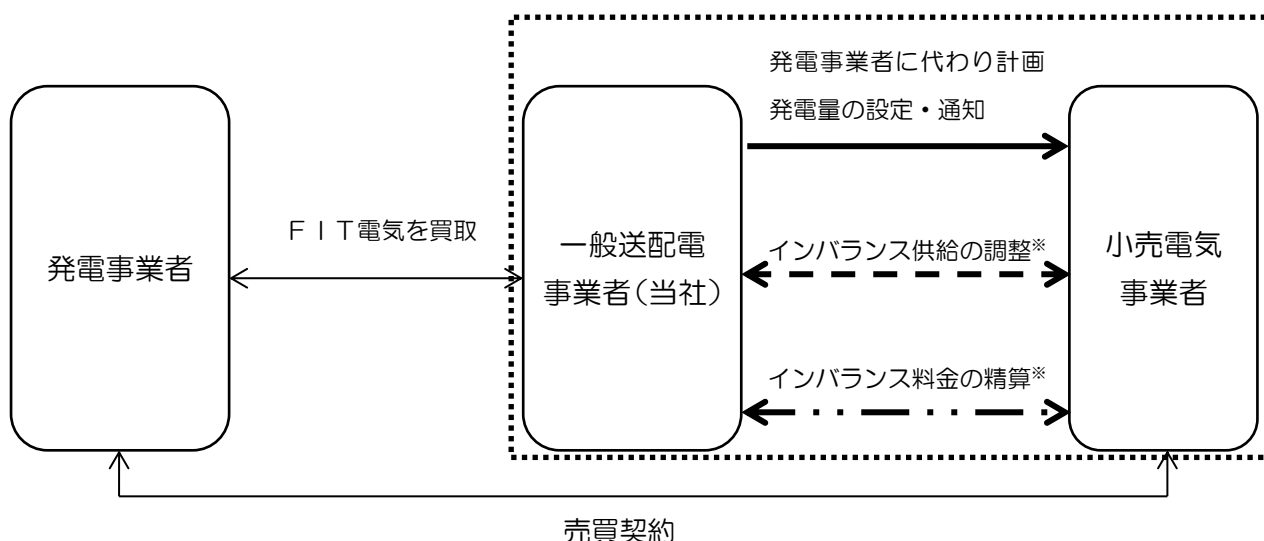


F I T 電気送配電買取に係るインバランス供給のイメージ

(注) 内を託送供給等約款に規定

①発電事業者の代わりに、一般送配電事業者が発電計画を作成し小売電気事業者がインバランス精算の主体となる仕組み

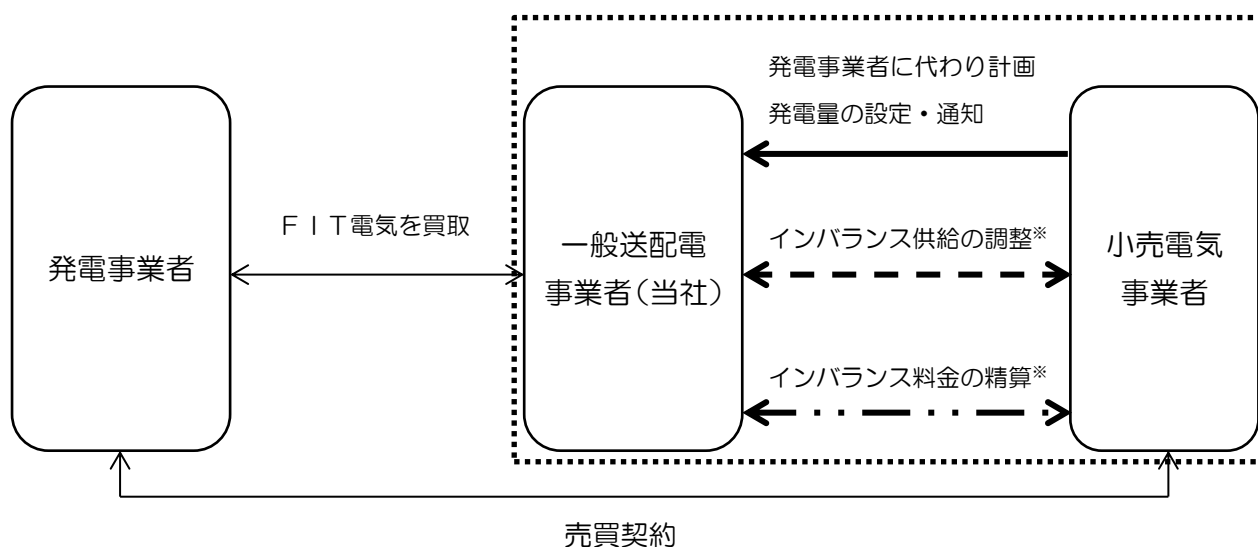
＜一般送配電事業者（当社）がF I T 電気を買取する場合＞



※発電計画に対し、買取したF I T 電気が不足した場合は不足分の電力を一般送配電事業者（当社）が小売電気事業者へ供給し、買取したF I T 電気が余剰の場合は、余剰分の電力を一般送配電事業者（当社）が小売電気事業者から買取ることになります。

②発電事業者の代わりに、小売電気事業者が発電計画を作成し小売電気事業者がインバランス精算の主体となる仕組み

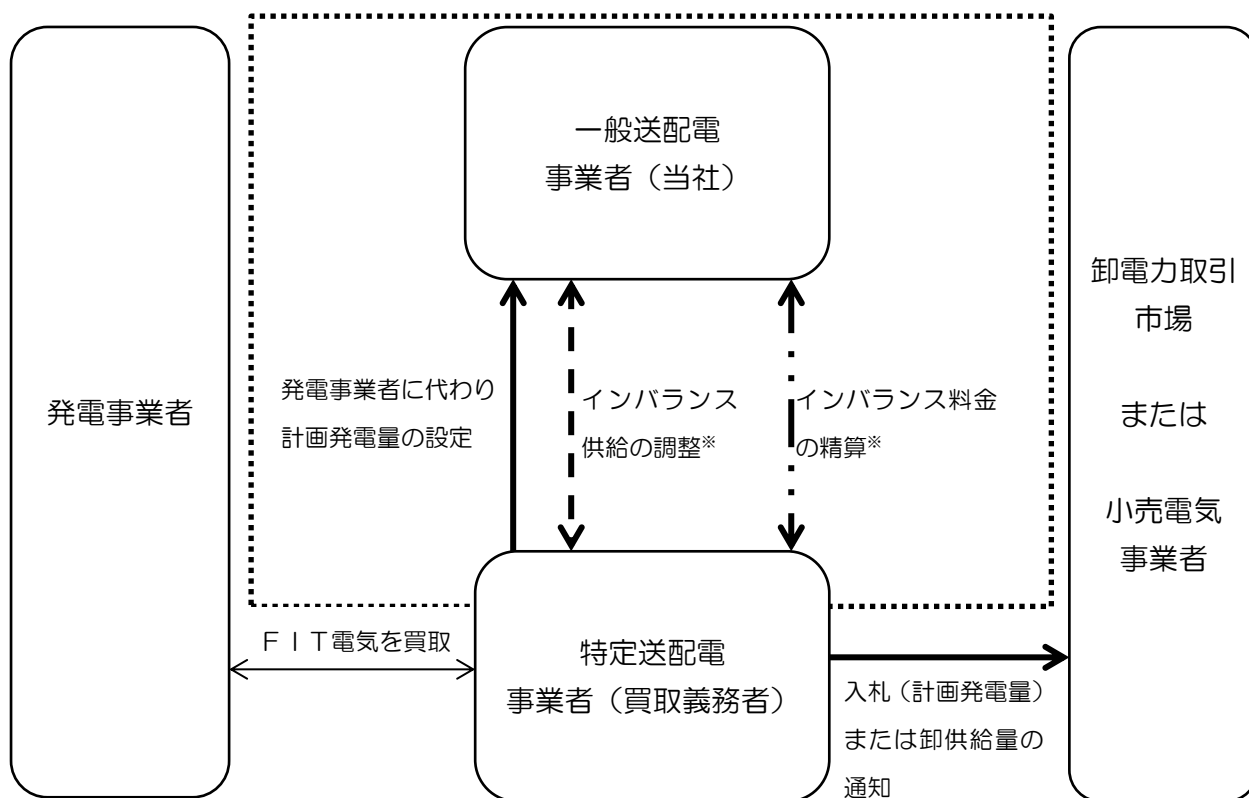
＜一般送配電事業者（当社）がF I T 電気を買取する場合＞



※発電計画に対し、買取したF I T 電気が不足した場合は不足分の電力を一般送配電事業者（当社）が小売電気事業者へ供給し、買取したF I T 電気が余剰の場合は、余剰分の電力を一般送配電事業者（当社）が小売電気事業者から買取ることになります。

③発電事業者に代わって特定送配電事業者が発電計画を作成し特定送配電事業者がインバ
ランス精算の主体となる仕組み

＜特定送配電事業者がF I T電気を買取する場合＞



※発電計画に対し、買取したF I T電気が不足した場合は不足分の電力を一般送配電事業者（当社）が特定送配電事業者へ供給し、買取したF I T電気が余剰の場合は、余剰分の電力を一般送配電事業者（当社）が特定送配電事業者から買取することになります。

以 上